

建築主の皆様へのお知らせ

# 中間検査の特定工程等の指定

令和8年3月31日まで  
中間検査制度を継続実施します。

岩 手 県

○中間検査の実施期間について(期間の延長)

岩手県では、平成20年4月より建築物の安全性を確保するため、対象建築物の拡充や検査する工程のより安全を担保する方向で特定工程等の見直しを行い、実施期間を令和5年3月31日までとして中間検査制度を実施してきました。

このたび、実施期限をむかえ、建物を利用する方々の安全確保の必要性やこれまでの実施状況を踏まえて、引き続き令和8年3月31日まで中間検査制度を実施することといたしました。(盛岡市は別途指定予定)

○中間検査の対象建築物について(これまでと変更なし)

以下の用途に供する建築物のうち、地階を除く階数が3以上、かつ、その用途に供する部分が3階以上の階にあるものが対象となります。

ただし、共同住宅に限っては、階数を3以上有するものが対象となります。

用 途
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 等
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎 等
学校、体育館 等
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場 等
倉庫 等
自動車車庫、自動車修理工場 等

※ 対象建築の用途は建築基準法別表第1(イ)欄に掲げる用途となります。

※ 詳しくは最寄りの広域振興局等の建築指導課へお尋ねください。(電話番号は最後のページにあります。)

○中間検査を行う工程について(これまでと変更なし)

下記の工程において中間検査を実施します。

建築物の用途	建築物の構造	指定する特定工程		
		基礎の配筋工事	2階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
共同住宅	木造	基礎の配筋工事	2階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
	鉄骨造		2階の床版の取付工事	中間階の床版の取付工事
	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事(法で指定)	中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
ホテル又は旅館	木造	基礎の配筋工事	2階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
	鉄骨造		2階の床版の取付工事	中間階の床版の取付工事
	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事	中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
その他の中間検査対象建築物	木造	基礎の配筋工事	※指定はありません。	中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
	鉄骨造			中間階の床版の取付工事
	鉄筋コンクリート造			中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
	鉄骨鉄筋コンクリート造			中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
指定する特定工程後の工程				
特定工程に係る部分のコンクリート打設工事又は内外装工事				

※ 「中間階」とは建築物の地上部分の階数を2で除した数値(端数が生じた場合は切上げ)に1を加えた階を言います。

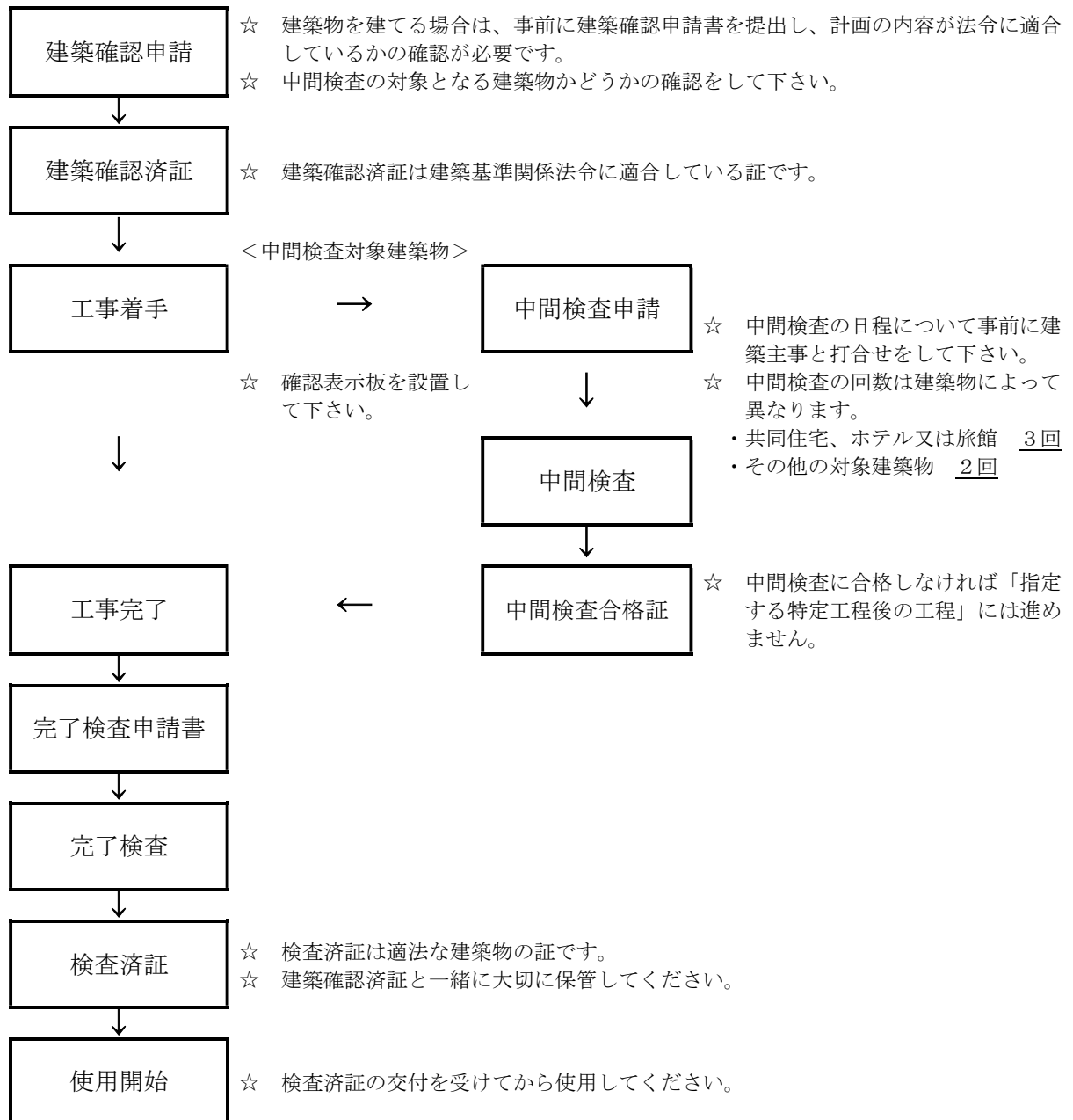
※ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅の2階の中間検査は法律で定められています。

○中間検査の対象外について

1 ページ上段の表の用途に供する建築物であっても、下表に該当する建築物の種類によっては、中間検査の適用を受けない建築物又は特定工程があります。

建築物の種類	対象外となる建築物	適用を受ける特定工程
建築基準法第 85 条に規定される仮設建築物	全ての建築物	
法第 68 条の 20 の認証型式部材等である建築物	鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅以外(共同住宅にあつては、右欄の特定工程のみ対象)	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程 ※法第 7 条の 3 第 1 項第一号の政令で定める工程
法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知が行われた建築物		

○建築確認の流れについて



○その他

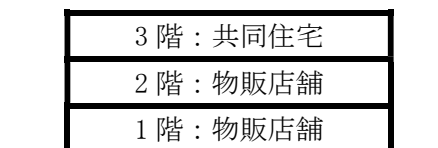
中間検査制度の内容は、今後の検討を踏まえて見直しを行う場合があります。

# Q & A



Q 1. 階数が3以上の建築物で、その一部に共同住宅が含まれている場合の取り扱いを教えてください。

A 1. 建物の一部に共同住宅が含まれている場合で、階数が3以上であれば中間検査の対象となります。なお、この場合は、共同住宅の特定工程が適用となります。



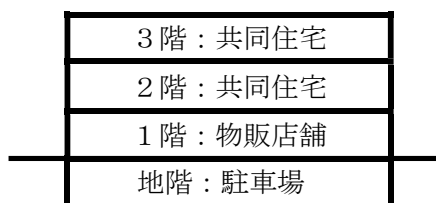
(左図の様なケースで、共同住宅以外の用途が中間検査の対象建築物の用途以外であっても、同様の扱いとなります。)

Q 2. 地階を有する中間検査対象建築物の取り扱いを教えてください。

A 2. 建物の一部に共同住宅が含まれている場合と含まれていない場合とで中間検査の対象が異なります。

①共同住宅が含まれている場合

- ・・・地階を含む階数3以上の建築物が対象となります。検査回数については、建築物の用途により異なります。



検査対象

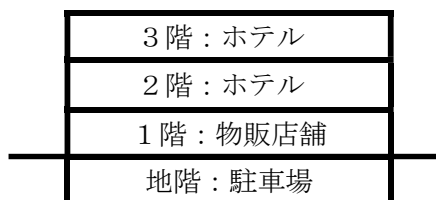


検査対象

※ 上記の様なケースで、共同住宅以外の用途が中間検査の対象建築物の用途以外であっても、検査対象となります。

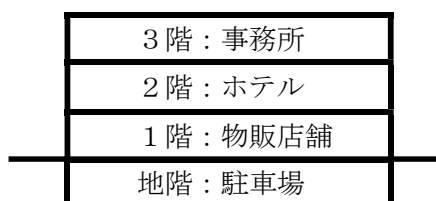
②共同住宅が含まれていない場合

- ・・・地階を除く階数3以上の建築物が対象となります。検査回数については、建築物の用途により異なります。



検査対象

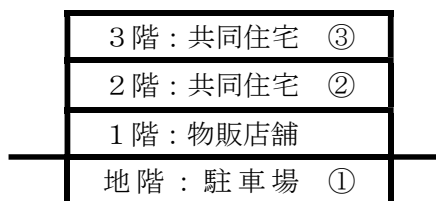
(左図の様な、3階部分の用途(例ではホテル)が中間検査の対象となっている場合、中間検査の対象となります。)



検査対象外

(左図の様な、3階部分の用途(例では事務所)が中間検査の対象となっていない場合は、中間検査の対象となりません。)

- Q 3. 下図のような場合の中間検査の特定工程はどう取り扱いますか。  
(例：地上3階 地下1階の店舗併用共同住宅)



- A 3. ポイントは①中間検査の対象となる建築物の用途②中間検査を行うべき特定工程の2つです。

- ① A 1で述べたように、中間検査の対象となる建築物の用途は「共同住宅」として扱われます。
- ② 中間検査を行う特定工程は、用途が共同住宅ですので、基礎⇒2階⇒中間階となります。中間階は(地上階数/2)+1(端数が生じた場合は切上げ)で求めることとなり、このケースでは3階部分になります。
- 従って、中間検査が必要な工程は『① ⇒ ② ⇒ ③』となります。

- Q 4. 既存の中間検査対象建築物に増築した場合、中間検査の対象になりますか。



- A 4. 上図の場合、増築部分が階数3以上を有していなくても、既存部分が中間検査対象建築物のため、増築部分についても中間検査が必要です。

なお、同一敷地内に棟別で建築を行う場合は、棟ごとの建築物の用途と階数により中間検査の要否を判断します。

- Q 5. 建て方工事において、2階と中間階を一日で施工する場合の取扱いを教えてください。
- A 5. 2階と中間階の建て方工事が一日で終わるような場合には、一気に施工していただいて構いません。この場合の中間検査申請は、2階で1件、中間階で1件の計2件で申請してください。

なお、中間検査後の工程に係る工事については、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することはできません。

- Q 6. 中間検査申請時の添付書類について教えてください。
- A 6. 中間検査申請書に次に示す書類を添付してください。

＜中間検査申請書の構成＞

- ・ 確認に要した図書
- ・ 内装仕上げ写真
- ・ 工事施工写真
- ・ 軽微変更説明書（軽微な変更が生じた場合）
- ・ 委任状（代理者によって検査の申請を行う場合）
- ・ 免許証の写し（設計者又は工事監理者に変更があった場合）

### 注意！

- ・ 検査において不整合が認められ、その内容が軽微な変更該当しない場合、完了検査時とは異なり、中間検査においては、「追加説明書」による法適合性の検査は認められていないため、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の備考欄に計画変更確認申請を要する旨を記載した通知を建築主に対し行うこととなります。
- ・ 計画変更確認申請を提出することになった場合は、計画変更に関連した工事を停止して申請し、審査を受けなければなりません。
- ・ 計画変更確認申請が建築基準関係規定に適合すると判断された場合は、計画変更確認済証とともに中間検査合格証が交付され、その後に工事を再開することとなります。（建築主事の判断により、現場を再確認する場合があります。）

- Q 7. 混構造の場合の特定工程の取り扱いを教えてください。
- A 7. 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の2以上の構造を併用した構造の場合、該当する階の構造の区分に応じた特定工程が指定する特定工程となります。
- Q 8. 中間検査の対象外となる共同住宅の取り扱いを教えてください。
- A 8. 岩手県では、平成 29 年 4 月 1 日以降に建築確認申請のあった建築基準法第 68 条の 20 の規定に適合する建築物は、特定工程を中間検査の対象外としております。
- しかし、建築基準法で指定している特定工程までも、中間検査の対象外として扱うことはできません。
- このことにより、建築基準法第 68 条の 20 の規定に適合する建築物でも、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅は、2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程は中間検査の対象となります。

## 中間検査手数料

中間検査を行う部分の床面積	手数料の額
30 m <sup>2</sup> 以内のもの	14,000 円
30 m <sup>2</sup> を超え、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	16,000 円
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	21,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	29,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	46,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	61,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	140,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	210,000 円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	410,000 円

- ※ 手数料は、中間検査対象階までの延べ面積で算定します。(第二回目(建方時)以降の特定工程の床面積の算定は、対象となる階の床面積から、既に中間検査を終えた特定工程の延べ面積を除いた床面積の合計となります。)
- ※ 基礎の場合は一階の床面積となります。

## 中間検査対象建築物の完了検査の手数料

中間検査を行う部分の床面積	手数料の額
30 m <sup>2</sup> 以内のもの	13,000 円
30 m <sup>2</sup> を超え、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	17,000 円
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	22,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	31,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	51,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	69,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	160,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	260,000 円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	500,000 円

## お問合せ先一覧

岩手県県土整備部建築住宅課	019-629-5936	遠野土木センター	0198-62-9938
盛岡広域振興局土木部	019-629-6650	一関土木センター	0191-26-1418
県南広域振興局土木部	0197-22-2882	大船渡土木センター	0192-27-9919
沿岸広域振興局土木部	0193-25-2708	岩泉土木センター	0194-22-3116
県北広域振興局土木部	0194-53-4990	宮古土木センター	0193-64-2221
花巻土木センター	0198-22-4971	二戸土木センター	0195-23-9209
北上土木センター	0197-65-2738		

※盛岡市内に建築を計画されている場合は、盛岡市へお問い合わせください。019-651-4111(代表)